

2022年8月

次世代研究者挑戦的研究プログラム

～博士後期課程学生支援プロジェクト～

募集要項【2022年度（令和4年度）秋】

本学は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム～博士後期課程学生支援プロジェクト～に採択され、2021年度から、優秀な博士後期課程相当の学生に、給付型の支援経費（生活費相当額及び研究費。以下「研究奨励費等」という。）を支給しています。本プロジェクトの概要等は以下のとおりであり、本要項においては、2022年度（令和4年度）秋の本プロジェクト採用に関し必要な事項を定めます。

■事業の目的

- ・博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援
- ・生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備
- ・優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアパスで活躍できる博士人材に導く

■本学における取り組み

・プロジェクトの題目

「学問分野の壁を超えて多様な人材と共創できるトランスボーダー型価値創造人材育成プロジェクト」

～予測不能な社会変容にも対応して世界を変える力を備えた、多様なキャリアパスで活躍できる博士人材育成～

・事業統括

加藤光保 副学長（教育担当）・理事

■事業期間

- ・2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）

*医学の課程は2026年度（令和8年度）

1. 申請対象者、採用人数、採用期間

課程	対象	採用人数	採用期間
① 区分制博士後期課程	2022年10月 1年次入学者	若干名	2022（令和4）年10月～ 2025（令和7）年9月 （3年間）
② 3年制博士課程	2022年10月 1年次入学者		
③ 一貫制博士課程 （医学の課程を除く）	2022年10月 3年次編入学者 または一貫制博士課程 に在籍中で3年次に進 級する者		

*ただし、毎年度継続のための申請及び審査を行います。

なお、休学等により修学期間が延長になった場合でも、期間は上記のとおりです。

また、渡日できていない留学生も申請可能です。しかし、採用となり受給開始までに渡日が出来なかった場合は、採用取り消しになります。

*2022年度秋については、医学の課程の募集はありません。

7. 採用者に課せられる事項等

(1) 必須

- ・研究倫理e-learning APRIN eラーニングプログラム(CITI Japan)を受講すること
(受講方法は採用者に別途お知らせします)
- ・毎月月末に研究経過報告書、当該年度の研究終了時に終了報告書を提出すること
- ・本プログラムが主催する研究発表会への参加
- ・JSTが採用された学生に直接フォローアップを行うために、大学からメールアドレスをJSTに提供することへ同意すること
- ・大学院共通科目を1単位以上修得すること

(2) 可能な限り履行

- 以下の取組への参加等、自ら積極的なキャリア開発・育成の機会の確保に努めること。
- ・海外へ留学等(海外留学に相当する機会を含む)すること
 - ・学内ミニキャンプ(仮称。1~2週間程度の宿泊を伴う協働学修&交流会)による日本人学生と留学生の相互交流会等へ参加すること
 - ・自然科学系の対象学生(理工情報生命学術院及び人間総合科学学術院に在籍する学生)は、別途推進されている「ジョブ型研究インターンシップ」事業へ登録すること
 - ・企業等での長期インターンシップや企業等で研究スタッフとして従事すること
 - ・JST主催の大学横断博士後期課程学生交流会へ参加すること
 - ・その他、事業統括から指示があった事業へ積極的に参加すること

8. 支援の取り消し

事業統括が以下に該当すると判断した時は改善指導を行うが、改善が見込めないと判断した時は、採用を取り消す。

- ・本プログラムで課している義務が遂行されていない
- ・研究計画どおり進んでいない

なお、研究不正及び虚偽の申請が発覚した時は、採用を取り消すとともに、既に支給した研究奨励費等は返納させる。

9. その他

- (1)採用者には修了後、キャリアに関する追跡調査を10年以上行うことが、JSTから大学に求められているため、採用者は大学への報告が義務付けられます。
- (2)研究奨励費等支給対象学生に採用された者は、ホームページ等で氏名等を公表します。
- (3)研究奨励費等のうち、生活費相当額は雑所得として課税されるので、受給した翌年に確定申告と納税を行うこととなります。

【参 考】

- (1) 所得税…税法上、親等の扶養親族となっている場合は、1月から12月までの生活費相当額から必要経費を除いた金額が48万円を超えると、親等は扶養控除を受けられないとともに所得税が課税されます。また、当該年の所得に応じて、翌年の住民税が算定されます。
- (2) 健康保険や共済組合上の被扶養者…生活費相当額の年額の見込額が130万円を超えると被扶養者となれません。当初から生活費相当額が決定されるため、被扶養者となれない要件に該当することとなる場合は、学生自身で国民健康保険に加入する必要があります。
- (3) 授業料の免除…世帯の状況により、家計基準の計算が異なりますが、収入によっては免除されない場合があります。

10. 本件に関する問い合わせ先

筑波大学学生部学生生活課

e-mail: gk.jst-spring@un.tsukuba.ac.jp